

**入所申込み確認票【右欄にチェックを記載し、最後に記名してください】**  
**<入所申込み手続き等の確認事項>**

		チェック
1	「保育所(園)入所案内(冊子)」もしくは「保育所(園)の入所(園)ご案内(HP上)」をお読みになり内容をご理解いただけましたか。	
2	申込内容は事実と合っていますか。就労状況やお子様の健康・発育状況について記入漏れはありませんか。申請書類の提出漏れが無いよう、提出書類確認票を確認してください。虚偽の申告が発覚した場合、入所取消もしくは退所となる場合があります。	
3	申込み後、入所する必要がなくなった場合又は入所要件がなくなった場合は、直ちに保育課まで連絡をして下さい。入所決定後に自己の都合により辞退した記録は次回の入所審査以降残り続け、入所審査会にて不利に扱われます。	
4	入所手続きに必要な書類は申込締切日までに必ずすべて提出してください。締め切り後に受領した書類は、当該締切りの次の締切りに係る審査にて取扱います。また、提出書類の不備や、記入漏れ等があった場合の再提出についても締め切り後については次回の審査から反映させることとなりますので、締切りには余裕をもって書類は提出し、提出した書類はコピーを保管のうえ、ご自身で再度提出書類の不備等の確認が取れるようにしてください。	
5	申込後、申請内容に変更が生じた場合は「保育所入所申込内容変更届」に必要書類を添付し、早急に保育課に提出してください。申請内容が事実と異なる場合、入所を取り消すことがあります。	
6	入所が決定した場合、保育所での説明会参加等所定の手続きを進めていただきますので、可能な限り早く園と連絡調整を始めるようお願い申し上げます。	
7	育児休業中の申込みは、入所された月に育児休業を取得している職場に復帰することを前提としています。入所月の翌月の18日までに復職証明書を保育課に提出してください。入所月中に申込み時と同条件で復職できない場合は、入所取消あるいは退所となります。	
8	各保育所が定めるきまりを守って下さい。 ※集団生活の場である保育所は、お子様だけでなく、その保護者も集団対応にご協力いただきます。	
9	入所後、一定期間、一定時間の保育所利用がないと、保育の必要性の認定要件にあてはまる状態ではないと判断し、認定を取り消す場合があります。その場合、原則として退所していただきます。なお、特別な事情により通所不能がやむを得ないと判断される場合は、最長2か月までの長期休暇が可能です。休暇期間中も保育料等はかかります。	
10	転園を行う場合、辞退を行うことはできません。転園の必要がなくなった場合、早急に転園申請の取り下げを行ってください。	
11	お子様が保育所を利用するために必要な情報(健康状態や保育料、各種手帳の取得状況等)を保育所に対して提示することがあります。	
12	令和6年4月入所と同時に令和5年度入所も申請しており、令和5年12月～令和6年3月のいずれかで入所が決定した場合、「複数年度の申請を同時に行っている場合の申出書」に基づく処理を行います。申出書が未提出の場合、令和6年度入所の審査は行えません。(小規模保育事業所の2歳クラスに入所した場合を除く)	

**<保育の必要性の認定についての確認事項>**

		チェック
13	保育の必要性の認定の期間は、保育が必要な期間のみとなります。	
14	求職中の方・就労内定の方で就労が決まった方は速やかに就労証明書を提出してください。なお、求職中の方で入所保留中の方の申請については、保留中である間は年度末まで審査いたしますが、求職活動で入所した場合、認定期間は入所月を含めて3か月間となります。	
15	出産要件で入所できる期間は、出産予定月とその前後2か月の計5か月以内です。その後保育が必要な場合は、出生児童と同時に再申請していただきますようお願いいたします。なお、妊娠・出産要件の認定期間満了後の継続在園や継続審査を希望する場合は、事前に認定更新の手続きが必要となります。	
16	保育の必要性の認定要件がなくなった場合、その時点で保育所は退所となります。認定要件が変更となる場合、認定変更の手続きを必ず行ってください。	
17	翌月の認定に変更がある場合は、認定変更希望月の前月の18日(休業日の場合は前営業日)までに支給認定変更認定申請書と内容変更届と合わせて証明書類をご提出ください。提出期限を過ぎると翌月の認定変更ができません。なお、締切りまでに証明書類が用意できない事情がある場合は、早めにご相談ください。	

**<保育料についての確認事項>**

		チェック
18	保育料の算定のために限り、世帯の家計主催者の収入状況に関する報告を求めると及びマイナンバーを利用し、地方税情報等の取得を本人に通知せずに行うことがあります(同意できない場合は必ず保育課にご相談ください。)	
19	保育料は1か月単位となっております。	
20	保育料は、世帯の税額により算定しますので、父母の市民税が非課税の場合、同居している祖父母等の税額を合算し、保育料を算定することがあります。	
21	保育料納入の滞納があった場合、法令に基づいて直ちに督促状が送付されます。また、預貯金や給与、財産等の差し押さえ等の処分の対象となります。	

上記の内容をすべて確認しました。

保護者名 \_\_\_\_\_